

令和 2 年度

北栄町農業施策に関する意見書

北栄町農業委員会

はじめに

北栄町は、主産業が農業の町として長年県下でその地位を誇っています。今期も主要作物において出荷量の減少に対して高単価が維持され、売上高の増加が達成されています。

しかしながら、農業者の高齢化や離農を背景に後継者不足や農地の遊休化が進行し、農業のまち北栄町が抱える諸課題の改善は一刻の猶予も許されない段階を迎えています。

平成25年には、「北栄町農業のまちづくり条例」が施行、平成26年には「北栄町農業振興基本計画」が策定され、令和3年までの8年間で農業所得の倍増が掲げられています。しかしながら対策の効果が十分でなく、従来からの課題がますます深刻化しています。3年毎の見直しも手つかずとなりやがて目標とする期限が目前に迫っている一方で、働き方改革や労働力不足といった近年の課題の上に、既に感染が拡大しているコロナウィルスの影響が社会的にも、そして農業の分野でも広まっています。まちづくり条例の中で町が目指す農業の姿を実現するためには、基本計画の見直しを踏まえ、そしてコロナ禍の影響で変貌する産業基盤に適応すべく斬新で積極的な取り組みが求められます。

については、北栄町農業委員会は町の農業者を代表し、農業の健全な発展に寄与する立場から、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、施策の改善提案を意見として提出します。農業振興に関する予算及び施策等において、格別のご配慮を頂きたく要望します。

なお、町からの回答については令和2年12月7日（月）までをお願いします。

令和2年11月11日

北栄町長 松本 昭夫 様

北栄町議会議長 前田 栄治 様

北栄町農業委員会長 濱坂 良男

1 社会の変化に適応する農業施策への取り組み (コロナ禍後の地域、農業のあり方について)

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本国内、地域、私たちの生活や従来の価値観を変えるきっかけとなり、「新しい多様な生活スタイル」への対応を迫っている。コロナ禍は、国と国、地域と地域、人と人を分断し、その中で食料安全保障、食料自給率、自給力向上の必要性が再認識され、国の更なる取り組み、政策提案が求められている。私たちの農村、農業の現場でどんな変化が起こり、どんな対応、変革が求められるのか整理し、更なる発展への道筋を示す必要がある。

① 移住促進にかかる受け入れ体制の整備

コロナ禍は、テレワーク等業態変化による人、企業の地方移住進展のきっかけをもたらした。また、自然回帰、田園指向の意識も高まっている。先の議会でも移住促進に関する一般質問があったが、住宅、農地のみならず地域住民の受け入れ体制の有無が重要である。特に、農業を目指す移住には、経営技術の習得が不可欠である。生産組織を中心に気運醸成を図る取り組みをすべきである。

② 新しい農政推進の体制整備

「人・農地プラン」の実質化、「農地利用の最適化」など速やかに取り組むべき課題がコロナ禍によって中断されている。これらは多くの対象者と接触して理解を求める取り組みが必要である。新しい生活スタイルに対応した地域の話し合い、個別のコミュニケーションが可能な新しい農政推進の体制を整備する必要がある。

③ 「夢と希望が持てる農業のまち」の実現

平成25年に「北栄町農業のまちづくり条例」が施行、平成26年には「北栄町農業振興基本計画」が策定された。コロナ禍は国産志向、農業ツーリズム指向、農業と観光業のコラボ、農福連携など「食」を中心としてマーケットに変化が生じてきた。これに対応したビジネスモデルの創造と構築の基は「農業振興基本計画」であり、見直しを含め、農業指導者連絡協議会の活性化を図り「夢と希望が持てる農業のまち」の実現を図っていただきたい。

2 農業者の経営改善を促進する取り組み

① 家族経営協定の締結促進

農業者が、将来に亘り安定的に農業に従事するためには堅実な経営基盤を築くことが重要である。現状では、昨今の社会情勢の変化や将来の生活保障、更に天候不順による経営リスクの備えに着手した農業者の割合が少ない。今後、農業者が将来的に事業の維持発展を目指すためには、漠然とした生産規模の拡大や多角化だけではなく、計画的・効率的な生産体制の構築と共に労働の在り方や経営管理の合理化などの先進的な改革が求められている。家族経営が中心である多くの農業者にとって、経営改革の手始めとして、女性や後継者の意見も反映させることのできる家族経営協定の締結が極めて有意義である。

農業委員会でも協定締結を推進すべく主体的な取り組みを行っているが、委員会だけの取り組みにはおのずと限界があり、町においても取り組みの支援策をお願いしたい。具体的には、協定の意味や重要性を様々な発信機会を捉えて一般農業者へ周知させるような働きかけをお願いしたい。

② 農業者年金の加入促進

また、農業者年金制度については、農業者が将来の経済的な生活基盤を確保するために、多くの農業者が自助努力として加入することが求められている。農業委員会としても未加入農業者に定期的に個別の加入勧奨を行い、研修会等ではその都度制度内容の説明や自助努力の必要性を訴えている。町においても農業者を対象とする様々な機会を捉え、認定農業者への優遇措置などを訴え、家族経営協定の利点を活かした女性農業者への加入勧奨等側面的な支援をお願いしたい。

3. 農業を地域で育て守る取り組み

① 町民が一体になる農業の行事を毎年開催する

昨年まで過去10年間に亘り町が主導してアグリフォーラムが開催された。令和2年度は10年間を経過した区切りとして開催を見送り、新たな取り組みの検討期間とされた。

「北栄町農業振興基本計画」の末尾で、「本計画に掲げた6項目の目標を、農業者はもとより、町民みんなで実践していくことによって云々」

と定めており、まさにこの方針を具現化するものとして途切れることなく開催すべき取り組みだと考える。継続できるかという点に鑑み、意義を感じられる行事とするため開催目的を人・農地プランの具現化を始めとする町の方針や施策を周知する機会とし、少数でも開催目的に合わせて関係の深い町民の出席を求めて真剣に議論する場にしては如何と考える。

農業分野においても改革のために農業者の自助努力が必要なことは明らかだが、農業者が個別に解決できない課題に対しては組織的な取り組みによる共助が有効となる。行政には公助としてそうした展開を促す取り組みが求められる。この公助・共助・自助の機能的な働きを促すためにもフォーラムのような行事が有効だと考える。

② 農家相談を定期的に行う

農地の維持管理については、農地法の規定に基づき進めているところである。農地や農業者が抱える諸課題への対応としては、農業委員会事務局への相談や、各農業委員、推進委員の担当地域内での個別相談が既に行われているところだが、更なる対策が必要との判断で毎月定期的に相談日を設けることとした。具体的には、農業委員会が主体的に農業者や農地所有者から農地や農業全般に関する相談を受け、説明やアドバイスを行うことで農業者の理解を得るとともに、内容によっては関連する部署を紹介することにより、農地の相続手続きの促進や不耕作農地の改善を始めとして広く農業者の課題解決に資することを目的とするものである。

については、町においても相談内容により担当部署の対応をお願いしたい。

4. 農業分野で直面する問題点への対策を強化する

① 鳥獣害対策の強化について

町として対策を実施する前提で、山間部で電気柵による実証実験が行われているところだが、その間にも農家の受ける被害は個体数の増加と共に拡大傾向にある。近年は住宅地域への出没する例もあり、住民生活の安全確保の観点でも対策が不可避となっている。検証結果を踏まえて早急に町全体に及ぶ対策を講じていただきたい。

被害防止の観点で重要なことは野生動物の個体数の減少である。町で

も駆除への取り組みがなされているが、地域毎の駆除に従事する人員の不足や駆除員の高齢化が進み、今後より強力な体制確保が必要である。

更に長期的な視点では人と野生動物が共存できるように非農地化が進む山間部の整備対策についても検討を進めていただきたい。

② 水稻栽培におけるジャンボタニシ対策について

ジャンボタニシの被害は近年急速に拡大しており、町においては対策協議会にて被害防止の取り組みが行われているところだが、今後とも鋭意取り組みをお願いしたい。

具体的には、被害の発生している地域についてはより緊急かつ即効的な対策が求められる。一方、被害が今後町内に拡大する懸念があるため、水稻生産者全体での取り組みを念頭に置いて地域毎の被害発生や生育分布の状況を的確に把握するためモニタリングの充実や、地域ごとにその状況に応じて最適と思われる対策を構築していただきたい。